

第21 給油取扱所等における単独荷卸しに係る運用指針（平17. 10. 26 消防危第245号通知）

1 単独荷卸しの対象となる施設等

(1) 単独荷卸しの対象となる施設

単独荷卸しを行うことができる危険物施設は、次に掲げる施設（以下「給油取扱所等」という。）とすること。

- ア 給油取扱所
- イ 製造所、一般取扱所で地下タンクを有するもの
- ウ 地下タンク貯蔵所

(2) 単独荷卸しの対象となる危険物

単独荷卸しを行うことができる危険物は、次に掲げる危険物とすること。

- ア ガソリン
- イ 灯油
- ウ 軽油
- エ 重油

2 給油取扱所において単独荷卸しが可能となる要件

給油取扱所等における単独荷卸しは、給油取扱所等に石油を供給・販売し、かつ、運送業者に石油を移送させる者（以下「石油供給者」という。）又は自ら単独荷卸しを行う運送業者が、単独荷卸しに係る安全対策設備、乗務員に対する教育訓練の内容等単独荷卸しに係る基本事項を定めることが前提であること。

単独荷卸しは、石油供給者においては、基本事項に基づいて、運送業者及び給油取扱所等の所有者等を適切に指導し、単独荷卸しについて適切な運用を行わせるとともに、運送業者及び給油取扱所等の所有者等が、安全対策設備の設置、乗務員に対する教育訓練、荷卸し等を実施する場合にのみ認められるものであること。

また、自ら単独荷卸しを行う運送業者においては、基本事項に基づいて、給油取扱所等の所有者等を適切に指導し、単独荷卸しについて適切な運用を行わせるとともに、当該運送業者及び給油取扱所等の所有者等が安全対策設備の設置、乗務員に対する教育訓練、荷卸し等を実施する場合にのみ認められるものであること。

この場合、次の事項が単独荷卸しを実施するための要件となること。

(1) 関係者（石油供給者、運送業者、給油取扱所の所有者等）の実施する事項

ア 石油供給者又は自ら単独荷卸しを行う運送業者は、次の事項を実施すること。

(ア) 単独荷卸しの仕組みを構築するための必要な事項を定めること。

- a 給油取扱所及び移動タンク貯蔵所に係る単独荷卸しに必要な安全対策設備
 - (a) 安全対策設備の内容（種類、性能）

- ・コンタミ^{※1}防止装置
- ・過剰注入防止設備
- ・タンク貯蔵量表示装置
- ・照明設備
- ・防災設備

※1 異なる油種を誤って地下タンク又は地下貯蔵タンク（以下「地下タンク等」という。）に注入すること。

- (b) 安全対策設備の維持管理方法
- (c) 安全対策設備の設置状況の把握方法
- b 単独荷卸しに係る作業の内容（荷積み作業及び荷卸し作業）
- c 運送業者が行う教育訓練の内容
 - (a) 乗務員に対する教育訓練
 - ・単独荷卸しの仕組み
 - ・給油取扱所の設備
 - ・荷積み作業（通常時、事故発生時）
 - ・荷卸し作業（通常時、事故発生時）
 - (b) 運送業者の荷卸しについて責任を有する者（以下「運行管理者」という。）に対する教育訓練
 - ・単独荷卸しの仕組み
 - ・適切な運行管理
 - ・災害発生時の対応
- d 乗務員が単独荷卸しについて必要な知識及び技術を有することを証明する書類の様式
- e 運送業者（自ら単独荷卸しを行う運送業者を除く。）及び給油取扱所等の所有者等に対する指導内容
- (イ) 石油供給者にあつては、単独荷卸しを行う運送業者（自ら単独荷卸しを行う運送業者を除く。）次の事項を実施させること。

自ら構築した単独荷卸しに係る仕組みに基づき、運送業者に単独荷卸しを行うことが可能な給油取扱所において、単独荷卸しを適切に実施させること。
- イ 運送業者（自ら単独荷卸しを行う運送業者を除く。）は、石油供給者の構築した単独荷卸しの仕組みに基づき、また、自ら単独荷卸しを行う運送業者は、自ら構築した単独荷卸しの仕組みに基づき次の事項を実施すること。
- (ア) 単独荷卸しに使用する移動タンク貯蔵所に必要な安全対策設備を設置するとともに、適切に維持管理すること。
- (イ) 単独荷卸しを行う乗務員に対し、単独荷卸しに係る安全対策設備、事故発生時の対応を含めた荷積み及び荷卸し作業に関する教育訓練を実施し、単独荷卸しに必要な

な知識及び技術を有することを証明する書類を交付すること。

- (ウ) 運行管理者に対して、単独荷卸しの仕組み、適切な運行管理の方法、災害発生時の対応について教育訓練を行うこと。
- (エ) 安全対策設備を備えた移動タンク貯蔵所を使用して、所要の教育訓練を受けている乗務員に、前記(イ)に規定する証明書を携帯させて、単独荷卸しを行わせること。
- (オ) 運行管理者を常駐させ、単独荷卸しにおいて災害等が発生した場合に備えること。
- ウ 給油取扱所の所有者等は、石油供給者又は自ら単独荷卸しを行う運送業者の構築した単独荷卸しの仕組み構築した単独荷卸しの仕組みに基づき、次の事項を実施すること。
- (ア) 単独荷卸しを安全に行うための移動タンク貯蔵所の停車・作業場所を同一事業所内に確保するとともに、適切に管理すること。
- (イ) 給油取扱所等に単独荷卸しに必要な安全対策設備を設置するとともに、適切に維持管理をすること。
- (ロ) 給油取扱所等の危険物保安監督者（危険物保安監督者の選任義務のない給油取扱所等にあつては危険物取扱者。以下同じ。）及び従業員に対して、単独荷卸しを行う場合の連絡体制、災害発生時の措置について教育訓練を実施すること。
- (ハ) 給油取扱所等の危険物保安監督者及び従業員に対して、営業中又は作業時間中に単独荷卸しを行う場合に必要となる作業・役割について教育を実施すること。
- (ニ) 単独荷卸し時における危険物保安監督者への連絡体制を構築すること。
- (ホ) 単独荷卸しを実施する運送業者に対して、給油取扱所等の設備、移動タンク貯蔵所について情報提供する体制を構築するとともに、危険物保安監督者と運行管理者との連絡方法について調整すること。
- (ヘ) 給油取扱所等の営業又は作業時間中に単独荷卸しを行う場合は、乗務員と連絡できる体制をとること。

(2) 安全対策設備

移動タンク貯蔵所及び給油取扱所等に備える単独荷卸しに必要な安全対策設備の要件は次のとおりである。

ア コンタミ防止装置

移動タンク貯蔵所から地下タンク等へ危険物を荷卸しする際にコンタミを防止するための装置であり、移動タンク貯蔵所に備えられる機器と地下タンク等（注入口を含む。）に設けられる機器から構成されるものである。

ただし、移動タンク貯蔵所と単独荷卸しの対象となる施設（灯油を一般の人に販売するものを除く。）の地下タンク等（単独荷卸しを行う注入口付近に対象外の注入口が併置されているものを除く。）において貯蔵し、又は取り扱う油種がいずれも単一で、かつ、同一である場合は、設置しないことができる。

なお、コンタミ防止装置には、ＩＣカードシステム、バーコードシステム、キー

管理システム、油種キー方式等がある。

(7) コンタミ防止機能

a 有効にコンタミを防止できるものであること。

(a) 移動貯蔵タンクの各槽に貯蔵されている危険物の種類を荷積みの段階から正確かつ容易に把握できるものであること。

(b) 荷卸し先の地下タンク等に貯蔵される危険物の種類を正確かつ容易に把握できるものであること。

(c) 移動貯蔵タンクの各槽に貯蔵されている危険物と荷卸し先の地下タンク等に貯蔵される危険物の種類が一致する場合にのみ、当該槽の底弁等が開き荷卸しが行えるものであること。

(d) 申請された油種相互のコンタミを防止できるものであること。

b コンタミ防止機能を停止する機能を有する場合は、次による。

(a) 停止スイッチは、容易に操作できないものであること。

(b) コンタミ防止機能が停止している場合には、乗務員がその旨を容易に把握することができるものであること。

(イ) 操作性等

a 操作性

乗務員1人で容易に操作できるものであること。

b 視認性

操作の段階、異常の発生を容易に確認できるものであること。

c 安全性

乗務員に危害を及ぼさないものであること。

(ロ) 信頼性等

a 強度

使用時、車両の走行時に、容易に損傷しないものであること。

b 耐候性

使用している間に起こりうる温度変化、降雨等により、機能に支障を生じるものでないこと。

c 信頼性

故障又は人為的ミスに対する対策が講じられていること。

(エ) その他

危険物保安技術協会による性能評価を受けたコンタミ防止装置については前(7)から(ロ)の要件に適合しているものとする。

イ 過剰注入防止設備

移動タンク貯蔵所から地下タンク等への危険物を荷卸しする際に危険物の過剰な注入を防止するための装置であり、地下タンク等に設けられる機器のみから構成さ

れるものと移動タンク貯蔵所及び地下タンク等の両方に設けられる機器で構成されるものであること。

なお、過剰注入防止設備には、液面連動式及び機械式がある。また、過剰注入を防止させる液面高は、荷卸しホース等の残油量を考慮して地下タンク等のタンク容量以下となるように設定させる。

(7) 過剰注入防止機能

- a 地下タンク等への危険物の過剰な注入を有効に防止することができるものであること。
- b 過剰注入防止機能を停止する機能がある場合は、次による。
 - (a) 停止スイッチは、容易に操作ができないものであること。
 - (b) 過剰注入防止機能が停止している場合には、乗務員がその旨を容易に把握できるものであること。

(イ) 操作性

過剰注入防止機能が作動した場合に注入ホース内の危険物が滞留するものにあつては、当該危険物を乗務員1人で容易に地下タンク等内に収容することができるものであること。

(ウ) 信頼性等

- a 強度

荷卸し時及び車両の走行時に、容易に損傷しないものであること。
- b 耐候性

使用している間に起こりうる温度変化、降雨等により、機能に支障を生じるものでないこと。
- c 信頼性

故障又は人為的ミスに対する対策が講じられていること。

(エ) その他

危険物保安技術協会による性能評価を受けた過剰注入防止装置については、前(7)から(ウ)の要件に適合しているものとする。

ウ タンク貯蔵量表示装置

地下タンク等内の危険物の量を自動的に表示する装置である。

なお、地下タンク等注入口の配置を考慮した表示順とするよう指導する。

(7) 表示機能

地下タンク等内の危険物の量の変化が荷卸し中に随時確認できるものであること。

(イ) 設置場所

移動タンク貯蔵所から危険物を荷卸しする際に容易に表示内容を確認することができるよう、注入口の近傍に設けること。

エ 照明設備

次に示す機能を有するものであれば既設のものでも支障ない。

(ア) 機能

単独荷卸しの作業を行う場所において、必要な照度が得られるものであること。

(イ) 設置場所

単独荷卸しの作業を行う場所において、必要な照度が得られる場所に設置するとともに、当該照明設備のスイッチは乗務員が容易に操作できる場所に設けること。

オ 防災設備

(ア) 機器の種類

a 給油取扱所の見取り図

単独荷卸し作業を行う場所（集中注入口又はタンク直上式注入口の位置等）、単独荷卸しに必要な設備の位置を明示したものとすること。

なお、移動タンク貯蔵所の停車位置を記載するよう指導する。

b 消火器

B 火災用の能力単位の合計が10単位以上とすること（本数は1本又は2本とし、給油取扱所等又は移動タンク貯蔵所に設置されている消火器を単独荷卸しの際に使用できることで支障ない。）。

なお、営業時間外に単独荷卸しを行う場合は、火災発生時に乗務員1人で対応することとなることから、第四種消火設備の設置を指導する。

c 乾燥砂又は油吸着剤

(a) 乾燥砂

25kg以上（扱いやすいように不燃性の容器に小分けしたもの。ただし、不燃性の収納箱等に入れる場合は、可燃性の容器でも支障ない。）

なお、容器に小分けして置く場合は、雨水に濡れないよう蓋をしておくこと。

(b) 油吸着剤

漏れた危険物を有効に回収できる量とすること。

d 緊急用電話

緊急用電話は、消防機関等に連絡できるもので、常備されているものとする。

e 通報連絡方法手順書

事故発生時に消防機関、給油取扱所等の危険物保安監督者等の責任者、運送業者等へ通報連絡する手順を明示したものとすること。

なお、連絡が確実に取れるよう電話番号等が記載されているものとし、事故発生時の通報を容易にするために、当該給油取扱所の所在地、名称等を併せて記載するよう指導する。

(イ) 設置場所

a 事故発生時に容易にかつ安全に使用することができる場所に一括して設置す

ること。

b 前(ア) a、d 及び e については、給油取扱所等の防火塀又は建築物の外壁等に設けられた耐候性、難燃性等を有する箱（自立型のものを含む。以下「DCDボックス」という。）に収納されていること。

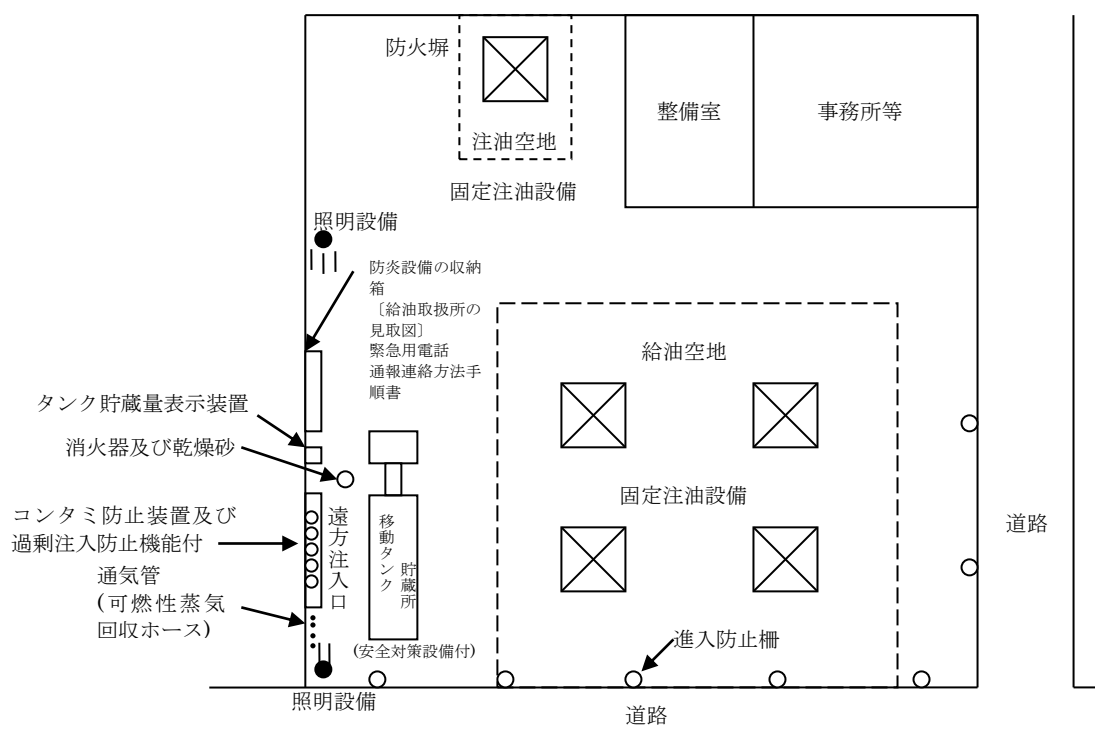
(3) 一般取扱所又は地下タンク貯蔵所（以下「一般取扱所等」という。）にあつては、前(1)、(2)の要件によるほか、次の要件に適合すること。

ア 一般取扱所等の設置されている敷地内に、移動タンク貯蔵所から危険物を荷卸しするための空地（構内道路、駐車場を含む。）があること。

イ 地下タンクの注入口付近から、地下タンクの設置場所（通気管の先端部分を含む。）が見渡せること。

3 その他

予防規程及び予防規程の作成義務のない給油取扱所等が作成する「単独荷卸し実施規定」に添付する書類については、危険物保安技術協会において実施した石油供給者又は自ら単独荷卸しを行う運送業者の構築した単独荷卸しに係る仕組みの評価結果通知書を充てることができる。



第21－1図 単独荷卸しを行う給油取扱所の安全対策設備の設置例